

提出書類

- ① 経営革新計画に係る承認申請書（様式第9、別表1～7）及び補足シート
- ② 中小企業者等の定款
- ③ 申請日の属する事業年度の直前の2事業年度における決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ その他必要書類（会社案内、既に作成されている場合は事業計画書等）

※提出部数 ①②③④各1部
 （申請者が個人事業主の場合は、②の書類は省略できます。）
 代理の方による申請はご遠慮いただいております。事業者様より申請窓口にお問い合わせ願います。

承認についての相談・申請窓口

| 本社所在地 | 相談・申請窓口 | TEL |
|---|--|---------------|
| 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の方 | 公益財団法人京都産業21商業・サービス支援部 (京都市下京区中堂寺南町134) | ☎075-315-9090 |
| 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村の方 | 京都府山城広域振興局商工労働観光室 (宇治市宇治若森7-6) | ☎0774-21-2103 |
| 亀岡市、南丹市、京丹波町の方 | 京都府南丹広域振興局商工労働観光室 (亀岡市荒塚町1-4-1) | ☎0771-23-4438 |
| 福知山市、舞鶴市、綾部市の方 | 京都府中丹広域振興局商工労働観光室 (舞鶴市字浜2020) | ☎0773-62-2506 |
| 宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の方 (織物業、機械金属業関係を除く) | 京都府丹後広域振興局商工労働観光室 (京丹後市峰山町丹波855) | ☎0772-62-4304 |
| 丹後地域の織物業、機械金属業関係の方 | 公益財団法人京都産業21北部支援センター (京丹後市峰山町荒山225) | ☎0772-69-3675 |

経営革新計画承認制度

経営革新こそが、21世紀の厳しい競争を勝ち抜くキーワードです。
 「経営革新」は、事業者の皆様が新たな事業活動に取り組み、経営目標を設定し、経営の相当程度の向上を図ることです。
 経営革新計画承認制度は、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が作成された「経営革新計画」を都道府県知事等が承認するもので、計画が承認されると多様な支援策を受けることができます。

今までと、一味違うことをする。

世の中には様々な仕事があります。ところが、どんな仕事にも『もっと良くなる』可能性があります。それは、今まで誰も思いつかなかったような新しい商品を開発することかもしれません。それとも、今まで作っていた商品をすごく簡単に作る方法を考え出すことかもしれません。すばらしいサービスを考えつくかもしれません。同じサービスでも、もっと楽に提供できれば、コスト削減に結びつくかもしれません。この制度は、皆様のそんな可能性を実現させるお手伝いをします。ぜひ、チャレンジしてください！

承認制度についてのお問い合わせ

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課

(京都府庁2号館3階) 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

TEL 075-414-4851 FAX 075-414-4842

メールアドレス monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/13200007.html>

※申請書をダウンロードしていただけます。

申請要件

▶ 中小企業及び組合等であること

- ①業種による制約がなく、中小企業全業種にわたって幅広く支援
- ②単独のみならず、任意グループによる共同申請も可能
- ③中小企業者及び組合等がその外国関係法人等と共同で行う経営革新計画も対象

注意：「外国関係法人」とは、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配している関係にある外国の法人又は団体のことです。

▶ 新たな取組であること

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務（サービス）の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

上記のいずれかが盛り込まれたプランとなっていることが必要です。

注意：自社にとって新たな取組であれば、他の事業者が採用していることでもかまいませんが、それが同業界においてすでに相当程度普及している場合は対象外となります。

▶ 経営の相当程度の向上が見込めること

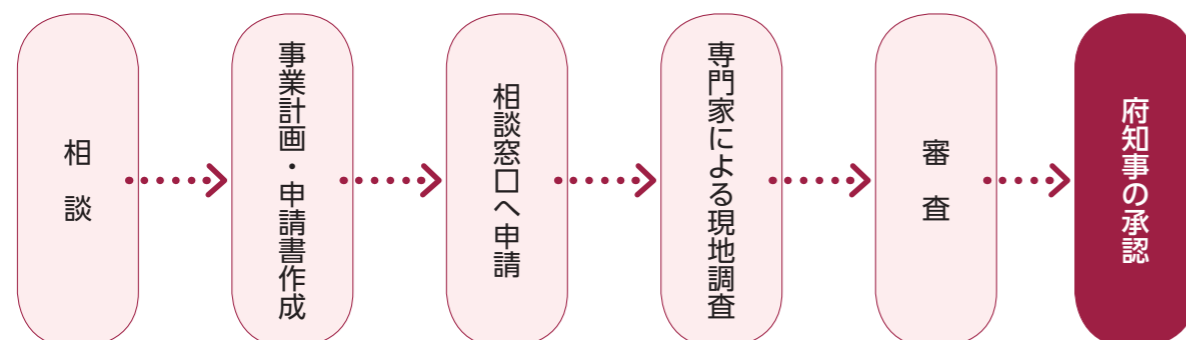
計画期間（3～5年）の終了時に直近期末と比較して

- ①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」
- ②「経常利益」

について、下表の伸び率が見込まれるプランとなっていることが必要です。

| 計画期間 | 付加価値額又は一人当たりの付加価値額 (営業利益+人件費+減価償却費) | 経常利益 (営業利益-営業外費用) |
|---------|--|----------------------|
| 3年間の場合→ | 9%以上 | 3%以上 |
| 4年間の場合→ | 12%以上 | 4%以上 |
| 5年間の場合→ | 15%以上 | 5%以上 |

承認手続きの流れ



承認企業に対する支援メニュー

注意：経営革新計画の承認は必ずしも各支援メニューの利用をお約束するものではありません。
それぞれ別途の審査等がありますので、詳細は各窓口までお問い合わせください。

| | |
|------|--|
| 融資 | ◆政府系金融機関による各種低利融資制度 (株)日本政策金融公庫 中小企業事業 ☎ 075-221-7825 国民生活事業 ☎ 075-211-3231 |
| 信用保証 | ◆信用保証の特例（経営革新関連特別保証制度） 京都信用保証協会本所 普通保証の別枠設定 又は最寄りの各支所へ ☎ 075-314-7221 |
| 補助金 | ◆京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 (公財)京都産業21企画総務部 ☎ 075-315-8935 市場調査・需要開拓から設備投資までの幅広い補助制度 |
| 投資 | ◆中小企業投資育成株式会社からの投資 大阪中小企業投資育成(株) ☎ 06-6459-1700 資本金3億円超の企業も対象となります。 |
| 投資 | ◆起業支援ファンドからの投資 (独)中小企業基盤整備機構ファンド事業部 ☎ 03-5470-1672 株式会社・国内の設立5年未満のベンチャー企業等へのベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）からの投資 |
| その他 | ◆チャレンジ・バイ（京都府中小企業新技術開発応援制度） 京都府ものづくり振興課 ☎ 075-414-4851 販売開始してから5年以内の新商品（物品に限る）を認定・公表・PRし、府庁での率先購入枠の設定、購入意欲向上のための助成等による販路開拓支援 |
| その他 | ◆特許関係料金減免制度 近畿経済産業局地域経済部特許室 ☎ 06-6966-6016 審査請求料、特許料軽減 |
| その他 | ◆新価値創造展（中小企業総合展） (独)中小企業基盤整備機構販路支援部 ☎ 03-5470-1525 新商品・技術・サービスを紹介し、ビジネスマッチングの場を提供 |
| その他 | ◆販路開拓コーディネート事業 (独)中小企業基盤整備機構近畿本部販路開拓部 ☎ 06-6264-8622 新商品の販路開拓に向けたマーケティングをサポート |

※支援メニューについては、当パンフレット作成時点における情報に基づき作成しています。
制度の見直しや変更等が行われる場合がありますので、申請等の際には、担当窓口にて内容の確認をお願いします。
承認された企業様には、実施期間内の実施状況の報告をお願いしております。
毎年、各会計期間が終了した時点で実施状況報告書の提出をお願いします。